

長崎県公立大学法人経営協議会規程

〔平成17年4月1日〕
規程第2号

改正 平成24年4月1日規程第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎県公立大学法人定款（以下「定款」という。）第29条の規定に基づき、経営協議会の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期等)

第2条 定款第17条第2項第4号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2 定款第17条第2項第4号に規定する委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長の職務代理)

第3条 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員以外の出席)

第4条 議長が必要と認めたときは、経営協議会に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(議事録)

第5条 議長は、議事録を作成しなければならない。

追加 [平成24年規程第5号]

(事務)

第6条 経営協議会の事務は、事務局総務課において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、経営協議会の運営等に関し必要な事項は、経営協議会の議を経て理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日規程第5号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。